

学校校務員の勤務条件等の概要

令和 7 年 1 0 月
猪名川町教育委員会

1 任用根拠となる法令

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号

2 勤務形態

フルタイム勤務：週 5 日（7 時間 4 5 分／日 3 8 時間 4 5 分／週）

8 時 1 5 分～1 6 時 4 5 分（休憩 4 5 分）

＜勤務内容＞

- ・校長室、事務室、職員室の清掃（生徒昇降口、玄関、廊下、階段、印刷室、会議室等の補助的清掃）、施設の散水及び整備・草刈作業・缶、ペットボトル等の拠点回収に係る作業・ごみ集積場及び資源保管場所の清掃並びに整備・湯茶、給湯及び来客応接に関すること・給食配膳の準備、片付け・その他、学校長が必要と認める業務

3 任用期間

任用の日からその年度の末日まで（再度の任用の場合あり）

4 条件付採用

原則任用開始日から 1 か月

5 給料・手当等

報酬（地域手当含む） ※上記勤務形態の場合

2 0 8, 9 5 0 円

費用弁償 通勤手当を支給

期末・勤勉手当 無し（6 か月未満のため）

6 休暇 ※上記勤務形態の場合

年休は 7 日（5 カ月以上勤務の場合）

7 服務

- ① 服務の宣誓
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ③ 信用失墜行為の禁止
- ④ 秘密を守る義務
- ⑤ 職務に専念する義務
- ⑥ 政治的行為の制限
- ⑦ 争議行為等の禁止
- ⑧ 営利企業等への従事等の制限

8 分限処分・懲戒処分

適用あり

9 社会保険等について

2 箇月を超えて任用する場合は、厚生年金、健康保険（公立学校共済組合）及び雇用保険に加入することとなります。

※会計年度任用職員となり上記の厚生年金や健康保険に加入することに伴い、それまで加入していた年金（3 号被保険者）、健康保険（配偶者の社会保険）からは喪失することとなります。